

資料

国際法協会第六三回 (一九八八年)

ワルソー大会報告

国際法協会 International Law Association の第六三回世界大会は、一九八八年八月二一日(日)から二七日(土)にかけて、ポーランド・ワルソーで開催された。会議の日程は次の通りであった。

第一日(八月二一日)

午前 登録

午後 理事会

第二日(八月二二日)

午前 閉会式

午後 人権法の実施、広域大気汚染、宇宙法

第三日(八月二三日)

午前 域外管轄権(ワークショップ)、国際刑事法、国際

通貨法

午後 国際商事仲裁、排他的経済水域、養子縁組の国際的

承認

第四日(八月二四日)

午前 紛争の平和的处理(ワークショップ)、難民の法的

地位、外国公法の国際的承認・執行

午後 NIEOの法的側面(I)、航空管制の法的側面

国際医事・人道法

第五日(八月二五日) 休日

第六日(八月二六日)

午前 慣習国際法規則の形成、国家免除、食糧の権利

午後 テロ犯人の引き渡しに関する法的問題、NIEOの

法的側面(II)

第七日(八月二七日)

午前 理事会、総会、閉会式

この大会には、四〇カ国から約五〇〇名の人が参加し、日本からも三二名の参加者があった。一九八八年一〇月二四日、東京・吉祥寺東急インにおいて、日本からの出席者による報告会が高野雄一教授の司会の下に行われたが、以下はその要旨である。(村瀬信也)

人権法の実施

一 人権法の実施に関する部会は、八月二二日午後三時半から、インドの Patak 判事を座長として開かれた。もっとも同氏連参のため、その間 Litch 教授(米)が仮座長を務めた。

二 仮座長の一般説明のあと、報告者である Hartman 教授(米)が、すでに配布されていた人権法の実施に関する委員会

の『第二中間報告書』に基づいて説明した。今回の報告書では、I 従来

政府間機構による非常事態監視の状況の進展、Ⅲ非常事態の態様の分析、Ⅳ非政府組織の非常事態監視とその役割、に続き、Ⅴ結論として、非常事態監視の重要性について記している。その中で、

Ⅱの政府間機構については、差別防止少数者保護小委員会、人権専門委員会、国連人権委員会、ILO、米州人権委員会、裁判所、ヨーロッパ理事会、エアラス平和計画の活動にふれて、報告者は、過去二年間における最も注目すべき進展は、差別防止少数者保護小委員会の特別報告者 Despoy によって作成された『非常事態に関する年間リスト』の公刊であった（口頭報告ではこれに、アメリカ裁判所が提出した「人権に関するアメリカ憲法第二七条二項に関する二つの勧告的意見」を追加）とする。しかし、この報告書が取り上げたのが公式の宣言された非常事態に限定されたため、本報告書では、事実上の非常事態の分析が必要であるとしたものと思われる。そこで

Ⅲに非常事態の態様の詳しい分析を行なった。ここでは、「非常事態」の類型を、1「良い」法的非常事態、2「悪い」法的非常事態、3古典的事実上の非常事態、4曖昧・潜在的な事実上の非常事態、5制度化された非常事態、6通常の人権抑圧に分けている。ここで「良い」とか「悪い」としているのは、内容的な評価ではなく、「正式の非常事態宣言」が、あったか、なかったか、を縦軸とし、「国民の生活を脅かす

緊急の状況」が、c存在したか、d存在しないか、を横軸とし、1はa c、2はa d、3はb c、4はb dと組合わせたものである。5は、従来正式の宣言があり、その後緊急の状況は存在しなくなったが、通常の法律体系の中に緊急条項を編入した状況、6は、非常事態ではない単なる人権抑圧状況である。

Ⅳ非政府組織NGOとしては、第一世代の国際連盟に先立つ国際赤十字委員会、反奴隷制協会、第二世代の第二次大戦後連下で登場した国際法律家協会、アムネスティ・インターナショナル、アラブ法律家連合など、第三世代のものとして、NGOを補助するNGO、法的人権保護センター INTERIGHTS、人権情報資料システム HURIDOCs などあげている。その中で、国際赤十字委員会、国際法律家協会、アムネスティ・インターナショナルが、緊急事態に関して重要な役割を果たしているとして、その活動を紹介している。

Ⅴ結論の部で、非常事態の布告が苛酷な人権侵害の予言者であるという西欧的な見方は再考を要し、非常事態の布告により事態の重要性が公知となり、監視体制を起動しうるメリットがある点を指摘していた。

三 報告者の説明に続いて、次の発言があった。

1 Frank 教授(米)は右報告を賞賛し、特に「非常事態」の分析が、非常事態の宣言・布告なしに慢性的に人権の侵害が行なわれることのあることを明かにした、とし、さらに、通常の法制度に織り込まれる前記5の事態にも注目した。

2 Saboia 委員(インド)は、非常事態時の大権救済に、ハブス・コープス Habeas corpus が有効であると指摘した。

3 Skudiszewski 教授(ポーランド)は、報告書の「非常事態」の態様の分析を評価し、ポーランドは、一九八一年二月の非常事態に関する法律を、一九八三年七月二日に改定した旨、紹介した。

4 Baistra 博士(アルゼンチン)は、南米諸国(コロンビア、ペルー、ニカラガ等)の人権状況を紹介した。

5 ニューヨークの国連に、パリ最低基準に言及した。

6 ニューヨークの国連に一九四七年から勤務しているアラブの一会員は、人権を守るために国連は、反民主主義的政府を承認せず、人権・公民権を侵す加盟国は除名すべきであると、ガザ地区でイスラエルが行なっている行為は戦争犯罪である、とのべ、国連は、人権侵害だけではなく、戦争犯罪や人道に反する行為を取締まるべきである、とのべて、イスラエルの会員から強く抗議される一幕もあった。

7 Holloway 夫人(英)は、生存の権利を認められていない人々のことも報告書に記載すべきである、と述べた。

8 ポーランドの一神父は、ポーランドの歪んだ状況下で立憲化されている現在の緊急状況について述べた。

9 Jankovic 教授(ニューゴスラビア)は、報告書の「非常事態」の対様の分析に対してやや疑念を表明し、とくに5の分

類の事態は、政府の行為によつて行なわれるもので、見公明正大に見えるが、その下で全市民が抑圧を受けるもので、このような分類には無理がある、と述べた。

最後に、報告者の Hartman 教授に代わって Ulrich 教授が、討議の総括を行なった。その中で同教授は、(国際法協会の)人権に関する委員会は、六年前に、人権擁護、食糧、難民に関する特別委員会を廃止したため、二年に一度開催される部会の会議の枠内では、人権侵害、人権意識開発などの一般的な問題について討議する機会が無い。当面の議題に直接関係は無かったが、我々が考えなければならぬ重要な問題が何人かの発言者によって提案された。過去にはこのような問題を取り上げて公開討論を行なったこともある。私見としては、国際人権問題を討議したらよいと思う。一般討議の場を設けてあらゆる人権問題、それについての新しい考え、新しいトピックを考え、その中から新しい委員会を生み出すことは有益なことと思う、と述べた。また、今会期で採択すべき当部会関係の決議についての希望(次会期に最終報告を提出し、慣習国際法における世界人権宣言の問題を次の検討問題とする)を述べた。部会は、五時二〇分に終わった。

四 五時三〇分から「人権法の実施に関する委員会」が開催され、小田委員に代わってその依頼により、宮崎が出席した。その席上問題になったのは、1全体会議に提出する決議原案の作成、2次会期以後に取り組む人権に関する委員会の態度、であ

った。この中でも、Lillich 教授は、部会の総括でのべた私見を繰り返して、他の委員からも意見の開陳があり、すでに非常事態の問題については長く取組んできたので、次会期以後は、新しい主題で人権問題について検討を進めることにした。

五 決議 八月二十七日開催された全体会議は、大要次のような決議を採択した。

2 今後二年間の委員会の行動計画を含め、この第二中間報告を承認する。

3 委員会に対して、次の六四会期に最終報告を提出することを目標にして右の行動計画に従い、その作業を継続するよう勧告する。

4 さらに、この決議を第二中間報告の写と共に ILO 事務総長により、次のところに送付することを勧告する。

a 国連事務総長（人権専門委員会、人権委員会、差別防止・少数者保護小委員会、ユネスコ執行理事会、条約勧告委員会およびその他の適当な国連機関に送付するため）

b ILO 事務局長（同機関の適当な機関に送付するため）、
c ヨーロッパ理事会の事務総長（ヨーロッパ人権条約によって設立された適当な機関に送付するため）、

d 米州機構の事務総長（米州人権委員会・裁判所およびこの機構のその他の適当な機関に送付するため）、

e アフリカ統一機構の事務総長（人と人民の権利に関するアフリカ委員会およびこの機構のその他の適当な機関に送付するため）

には有用との意見が寄せられた。

2 被害国は自国内におけるよりも厳格な軽減措置を原因国に要求できるか。

相互主義、無差別、venire contra factum proprium の観点からの疑問と共に、軽減要求は他国での損害発生防止に関する一般ルール、条約上の規制条項を基礎として行えば足りるとの見解が示された。

3 防止・軽減につき途上国のためには先進国と異なる基準を設定すべきか。

二重規範に関しては原則否定論の回答は無く、一般的肯定論経過措置としての条件付容認論のいずれかであった。工業排気については品目生産量によって個別基準を定めるとの案も提唱された。

4 軽減措置としては、a・排気・空質基準の設定、b・有害物質の定率削減、c・経済的許容範囲内での最高度技術使用のいずれかを優先すべきか。

結論的には a を指向する意見が支配的で、b・c は a 達成の手段と考えるべきものとの位置づけもあった。但し、基準内容条約で合意するとすれば技術的進歩を何年遅れかで追う結果となるので、決定権を持つ国際機関が必要との意見も添えられた。

5 被害に対する補償請求には要件として原因国での国内的救済手続の充足を求めるべきか。

付するため）

f この問題に特別の関心を持つ非政府諸機構 NGO の長。（宮崎繁樹）

広域大気汚染の法的側面

I 本委員に関して、今会期への最終報告作成が前会期で表明されていたが、報告者 Lammeris—オランダ）が提出したのは「第二回報告書」で、内容も七項目の質問に対する委員四名（Smets—フランス、Weber—西ドイツ、Wildheber—スイス、Williams—アムステルダム）の諸意見の要約を中心とするものであった。これは広域汚染を汚染源・原因国の特定が不能なものと定義して発足した本委員会がその後特定技術の発展に鑑み、特定の可否を問わず、地域的大規模汚染、大陸（亜大陸）的、地球的規模の汚染一般を対象とすることとしたためで、この新定義の下で一九八七年一月、質問書が各委員に送られていたのであった。

II 七項目に亘る設問と回答意見は大略以下の通りである。

1 大気汚染物質吸収能力の概念は防止基準として、また何らかの法原則適用の上で有用性を持つか。

これに対しては、事柄が法的というよりは科学的性格を持つ、汚染の複合性と個別物質に関する基準設定との関連づけが問題との指摘がある一方、大気への共同財産理念の適用、国家間での信義則、衡平、国際協力、権利濫用などの諸原則援用のため

右の原則は外交的保護の場合などに認められる一般原則との立場からの肯定論と、遠距離汚染には馴染まない、請求実現の遅延に連るとの見地からの否定論とが示された。

6 原因諸国の負うべき責任は連帯的であるべきか加担程度相応に個別的であるべきか。

連帯責任は国際社会の現状から少くとも尚早、非現実的の見解で、加担割合判定に困難ありとしても個別責任論に依るべきで、加担割合判定に困難ありとしても個別責任論に依るべきとの見方が大勢を占めた。

7 調ゆる高度有害的行為から生じた偶発汚染に対しては法の一般原則に基づいて厳格責任を問えるか。

厳格責任は条約レベルでは一定の核利用について採られているのみであるが西側諸国の国内制度では一般化し、学説も法の一般原則と認める立場が多いとの指摘、国際法レベルでも定着させるべきであるとの主張、理論問題としての肯定は容易であるが国家の多数は相当注意義務論から離れられないのではとの観測がなされた。

III 右に続き、報告者は途上国問題についてこれら諸国の社会経済・科学技術状況、オゾン層議定書など国際諸条約中の実例経済協力のあり方などに立入った長文のコメントを付して特別の妥当性を示唆し、また防止・軽減技術については前記三方式の特徴を比較しつつ、これらの併用を最善のアプローチとして結論づけている。

IV 会場討論では一八名が意見を述べたが、発言者の過半が言

及したものは二重規範問題であった。途上国が汚染源となるのは工業化達成後であるから特例は不要 (Caponera-イタリー) との言に、特例は海洋法条約にも見られるように通例化し、技術格差の下での統一基準設定は不可能 (Chauhan-インド)、環境問題は国単位でなく人単位で捉えるべきとの国の住民も汚染されない大気を吸う権利は同等 (Garcia, Mathur-インド) と熱い反論が返された。更に二重規範の可否は使用技術如何 (Bothe-西ドイツ) などの意見から防止・軽減方式論と合体、途上国向け技術移転により同一基準達成への援助 (Yukasovic-ポーランド) などの基金設置 (Anand-インド、Fahmi-インド) が提唱された。但し、技術移転の義務化は無理 (Weber-西ドイツ) と釘を差す発言もあった。また、先行投資を要する防止技術に関しては費用回収面からの説明もあった (Balicki-ポーランド、Scham-インド)。

その他、大気の衡平利用を担保する上でも吸収能力に照らした規制基準の必要性が説かれ (Murswiek-西ドイツ、Fahmi)、厳格責任論への支持 (Weber) およびそれが実際上大多数の国家に受け入れられ得るかとの懸念 (Fahmi) の表明があった。国内的救済の要件化如何との関連では、被害国側で第三国国民に被害が生じた場合の取扱が問題として提示された (Fahner-オーストリア)。

委員会討論全体については、冒頭の経緯説明 (委員長 Kutsching-西ドイツ) にも、論点の絞り込みが意図された

発言に關する意見は何か、(3) 宇宙法より環境法の軍事利用の許容性と非許容性についての意見は何か、(4) 以上の問題について合意に到達する方策は何か、という四つのクエスチョンに回答するよう要請した。グッドフイス教授の報告は、これらのクエスチョンに対して自らのコメントを加えてまとめられ、(1) 一九七二年の ABM 条約に関する現在の取り消し期間の延長、(2) ASAT 兵器使用の不安定の要因、(3) 宇宙ステーション軍事使用の非許容性の定義の三点についてこの会議の場で議論するように示唆をした。

グッドフイス教授の示唆に対してフロアから、インド支部のチャウドリー氏 (R. S. Chowdhury) は、ポーランド支部、ソ連支部、ブルガリア支部の各委員からコメントがあったが、おおむね、グッドフイス教授の報告の線で、次の決議が採択された。1 一九七二年の ABM 条約の取り消し期間の延長の重要性にかんがみ、この条約の両当事者が本条約の延長に関して早期に合意に達することを要請する。2 ASAT 兵器使用の不安定の要因を認め、二国間ならびに多数国間のレベルで、これらの兵器の実験の広範囲にわたる禁止に合意に到達する必要性を強調する。3 宇宙ステーションの軍事利用に関する明確な法規則が欠如している現在のゆゆしき状況を留意して、宇宙ステーションの軍事利用の非許容性の定義を緊急に行うことの必要性を訴える。なお、第三点はフロアからの発言 (ソ連支部会員の発言と思われる) によって付け加えられた。前半の

ものの、設問項目の内容と問題の幅広さからして発言が汚染一般、経済協力全般にかかわる事項に拡散し、広域汚染に特有の法的問題の掘り下げが不十分のまま終ったとの印象が残った。V 討論は最後に報告者が基準設定、途上国、補償、厳格責任、国内的救済の諸問題につき手短かに所見を述べて終了したが、全体をまとめ得る段階でなく、委員会での継続審議のみが合意され、実質面、手続面いずれの決議採択にも至らなかった。(久保教彦)

宇宙法

宇宙法委員会は、八月二日の午後、オープンニング・セッション終了の後、約二十数名の出席者によって開催された。この委員会の報告は二つのパートに分けられ、前半を委員長であるオランダのグッドフイス (D. Goodhuis) 教授が宇宙空間軍事利用の法的側面について、後半を当委員会のラポラトゥールである西ドイツのバックンシュテューゲル教授 (K. H. Bockstiegel) が宇宙空間における諸活動の環境論的側面についてそれぞれリーフィングを行った。

グッドフイス教授は、本大会に先立ち、宇宙の軍事利用を規律する法規則の解約をめぐる争いに関して、当委員会の各委員に対し、(1) 一九七二年の ABM (Anti-Ballistic Missile) 対弾道ミサイル制限) 条約に附属された D 合意文書の法的意義は何か、(2) ASAT (Anti-Satellite) (衛星攻撃) 兵器の最近の

議論はどうかといえ、軍縮委員会と似た性格のものである。

後半は、バックンシュテューゲル教授により、宇宙空間における諸活動の環境論的側面について簡単な報告がなされた。その内容は、前回のソウル大会の宇宙法委員会において、当委員会が宇宙空間の諸活動より生ずる宇宙環境の破壊と汚染の問題に取り組むことが定められたこと、この決定を受けて当委員会のラポラトゥールである同教授は各委員に対して、A 宇宙条約の現状、B 慣習法と法の一般原則の現状、C 現在の宇宙条約の執行、新条約及び他の措置に関する提言、D I L A 宇宙法委員会のこれからの作業に関する提言についてクエスチョンを送付しコメントを得たこと、また、当委員会の委員が、本年五月一六日から一九日までの四日間、航空及び宇宙法研究所の主催によって西ドイツのケルン大学において開催された「宇宙空間における諸活動の環境論的側面に関する国際会議」に出席して、自然科学や宇宙技術の専門家と意見交換を行ったこと等に関する簡単な報告である。

これに対してフロアのアルセンチン支部モリーリン・ワイリアムス女史から補足説明が加えられ、次いで、ブルガリア支部のコンスタンチノフ氏より宇宙における諸活動の生態学的側面についての指摘があり、また、アメリカ支部のゴローブ (S. G. Gore) 教授からもコメントが寄せられた。その他、オーストラリア支部、ポーランド支部、ソ連支部の会員より若干の意見が

表明されたが、全体を通じて大きな意見の対立は見られず、次の決議が採択された。1 I L A 宇宙法委員会は一九九十年の次期大会に向けてこれらのテーマに関する原則やガイドラインについて意見交換を開始する。そして、その時までにはこれらのテーマに関して決議案の作成など適切な行動がとられるよう努力する。2 さらに、これらのテーマが国際連合宇宙平和利用委員会の議題として取りあげられるよう努力する。以上の決議は若干の字句の修正が加えられた後、八月二十七日の全体会議において採択された。

(大谷良雄)

域外管轄権 (ワークショップ)

このテーマについては、一九八七年にシンクタンク卿 (Sir Ian Sinclair 英) を委員長とし、メーセン教授 (Karl Meessen 西独) を報告者とする国際委員会が設立され、具体的にはさきあたり「輸出管理法の域外適用」の問題を検討することが決まっ、再輸出許可の問題を中心に作業が開始されている。今回のワルソー大会においては、しかし、この委員会の作業がまだ緒についたばかりであるため、委員会としての審議は行われなかつた。

今大会では、右の委員会とは全く別個に、同じテーマによるワークショップが、八月二三日午前、I L A 研究部長のブローニン教授 (Jan-Brownlie) の司会により行われた。最初四人

の専門家からそれぞれ短い報告があった。まず、オルムステッド教授 (Ceil Olsted 米) は、一九五八年 I L A 決議以降のこの問題に関する変遷を要約した後、基本的な問題として、管轄権概念の多義性を指摘し、とくに、一九八八年の新リステイトメントにおける管轄権の類型化 (Restatement Third, vol. 1, § 401, pp. 232f.) に疑義を唱えた。次にボム教授 (Martin Bos 蘭) は、一九三二年 I L A 決議を想起しつつ、属地的管轄権の拡大の根拠としての保護主義に注目し、一九八七年米国最高裁の *インホムス・インシナル社 (Societe Nationale Industrielle Aerospatiale v. U. S. District Ct. 107 S. Ct. 2542, 2555 (1987))* 事件や *ラング・ラング社 (Remington Rand Corp. v. Business System Corp. Inc.)* 事件等の問題点を指摘した。次に *ド・ファン・デル・グロフト (Dutheil de la Rochere 仏)* は、フランス (とくに一九八〇年七月の反トラスト法について) および EC における問題状況を簡単に紹介した。最後にメーセン教授が、域外管轄権の発動基準に関する国際法規則の存在形態を、条約法(域外適用を行う場合の協議協定や了解覚書)、国家実行 (EC における *ウッドパルプ事件 EC Commission's Decision on Export Cartels of Woodpulp*) および、米司法省の反トラスト・ガイドライン草案における外国政府強制理論や国際礼让の機能)、判例法(ローチエス号事件・バルセロナトラクシオン事件などの国際判例、および、一九八八年六月の *シュロンク事件 (Volkswagenwerk Aktiengesellschaft v. Schlunk, 56*

内判例) などに区分して分析したが、いずれにおいても、明確な基準が十分に確立されているとは言いがたいと述べた。

その後の討論においては、先ずイギリスのハニングスが、域外適用を語る場合、司法的適用(例、*アルコエラ事件*)と行政的適用(例、*シムリアパイプライン事件*)とを区別する必要があるを指摘し、かつ、前者については、反トラスト法など公法が問題となつてくるような場合と、製造物責任や私的秘密保護(スパイキャッチャー事件)など私法が問題となつてくる場合とを区別したうえで、両者を包含するような理論を構築しなければならぬと述べた。小原喜雄教授は、アエロスペース社事件判決に触れて、同判決の多数意見の解釈が定着するならば、日本のようにハーグ証拠収集条約未批准国は、同条約に一層批判的となりかねず、その意味からも、少数意見を評価すべきだとの見解を表明した。ついで、オーストリアのツェマネック教授は、インサイダー取引や技術移転などにみられる「間接的強制措置」(事実上の域外適用)の問題を看過できないと述べた。オーストラリアのピーター・ウィリスは、豪州が、米国との関係では対抗立法を行うなど域外管轄権に受け身の立場にある反面、たとえば、豪州が南ア制裁に関連して南アと通商したオランダの会社に対して執った措置においては、能動的な立場に立っていることを紹介しながら、域外適用問題を一方的に「米国対全世界」という図式で捉えることは誤りであると指摘し、今後は、

(村瀬信也)

国際刑事法

今回の I L A 第六二回ワルソー大会においては、国際刑事法委員会による第七次中間報告が審議されたが、国際刑事法典の総論部分及び刑事手続に関する法典に通常含まれる事項について、更に研究を継続することが国際委員会に要請されていた。その後、同委員会は一九八七年五月一六、一七日にパリで作業部会を開き、ワルソー大会に提出された文書を同大会で表明された意

見を斟酌して改訂した次の三つの文書を今回のワルソー大会に第八次中間報告として提出した。

(一) 国際的免除を享有する者の刑事責任に関する条約及びその注釈 これは外交免除により接受国による刑事訴追から保護されている者による重大な犯罪について国際刑事裁判所に管轄権を与えようとするものであって、管轄権の基礎、通過国たる第三国の義務、犯罪者の移動の制限、第三国での拘留、準拠法などについての六ヶ条からなっている。

(二) 国際刑事裁判所規程及び国際刑事審査委員会規程のプロトコールIIとして国際刑事裁判所において適用される防衛 (Defences) に関する規則とその注釈 これは、刑事未成年、心神喪失、過失、錯誤、正当防衛、緊急避難、上官命令など、刑の減免、犯罪の不成立などに関する規定を設けたものである。

(三) 犯罪行為の形態に関するプロトコールIIIとその注釈 これは予備、未遂、共犯、従犯、幫助、共同謀議、逃去幫助などに關する規則であり、その注釈は今回の報告書で新たに加えられたものである。

なお、上記文書を含む第八次報告書とは別に、一九八八年五月二十六日にパリで開かれた国際委員会で作成され、その後が国委員の山本草二、栗林忠男両教授の意見も聴取して出された「証拠、押収、捜索、召喚、拘留及び逮捕に関する規則」が会議当日出席者に配布されたが、これは将来プロトコールIVとなるべきものであるとされている。

検討すべき点があると述べた。また、(B) (クリビン) は第六條の犯罪行為法の適用と人権保護の関連を指摘した。更に、Connelly (フィリップ) は第二條の英文表現を性によって区別しないもの (unisex) に改めることを提案し、受け入れられた。

(一) 防衛に関するプロトコールIIについては、ソウル大会同様、多くの疑問や問題点が指摘された。特に、刑事未成年 (immaturity) の規定については、免責年齢が一八歳未満とされているのは高すぎるとする意見が Ramaswamy (インド) Green (カナダ) Orgery (ナイジェリア) などから出された。また、犯罪不成立 (Justification) の項 (m) と (j) 上官命令 (superior order) が挙げられていたことについて、Dienstein (イスラエル) Belo (フィリピン) Green (カナダ) などから疑念が表明された。その他にも、酌罰 (mitigation) による刑の免除や、正当防衛、緊急避難、正当業務行為などについても、多数の会員から意見が出された。

(二) 犯罪の形態に関するプロトコールIIIについては、Ramaswamy (インド) や Mehta (インド) から共謀罪の減刑事項について異論が出された。

(三) 当日新たに提出された証拠等に関する規則については、Agiero (フィリピン) がその実施の困難さを指摘するに止まり、次回の検討に委ねられることになった。

資料 部会は、最後に、決議案の採択に入り、国際的免除享有者の

国際刑事法部会は八月二三日午前、Syquia (フィリピン) を議長として開かれ、先ず、委員長の Kos-Rabcewicz-Zubko (カナダ) よりこれまでの経緯の説明があった。その中で、委員長は、各規程の犯罪リストの中に新たに核物質保護条約、武力紛争時の文化財保護条約、人種差別撤廃条約及び拷問等禁止条約に含まれている犯罪を追加すること、前記証拠等に関する規則の検討を求めた。更に、委員長は、委員会の将来の作業として、(一) 国際刑事裁判所及び国際刑事審査委員会の決定の執行、(二) 条約とプロトコールの署名、加入、批准、留保等に関する諸規定、などの研究に関する報告書を提出する旨を述べた。次いで、ラポルテールの Oehler (西独) から、新しく出された証拠等に関する規則を中心とする説明があり、討議に入った。フォーアからは都合一七名の会員が発言し、指摘された点も多岐にわたるが、報告書の順にまとめれば、次のようになる。

(一) 国際的免除享有者の刑事責任に関する条約については、一条乃至三条をめぐる、Rees (西独) が免除享有者の刑事責任とウィーン外交関係条約で保障された免除の関係を問題にし、犯罪の容疑 (alleged commission of a crime) の確定方法や容疑者が存在する第三国の執るべきものとされる措置の範囲について疑問を投げかけた。Mehta (インド) や Pareeth (インド) は第一条の犯罪概念に経済犯罪を加えるなどその拡大と共謀者の責任をも問うべきことを主張した。Veridiano (フィリピン) は国際刑事裁判所の判決の執行に関する問題も同様に

刑事責任に関する条約案については原案通り採択され、プロトコールIIも、共謀罪の減刑事項を採決により削除したことを除き、原案通り採択された。しかし、防衛に関するプロトコールIIIについては、刑事未成年と上官命令の規定についての修正案の取扱いをめぐる紛糾し、その他にもなお検討すべき点が多あることが指摘されたこともあって、当日出された意見を考慮して、国際刑事法委員会において今後共研究を継続することになった。

(川島慶雄)

国際通貨法

国際通貨法は八月二三日の会合で「累積債務問題」と「支払債務の弁済完了時点」のテーマを取り上げたが、殆どの時間が前者の討議に費やされた。現在この問題から生じている経済的、社会的、政治的影響は深刻であり、特に銀行が新たな融資を避けつつある結果、利息支払の額と輸出額に対する比率だけを眺めても、総体としての資金の流れは確実に債権国側に傾きつつある。債務問題は本質的には経済的な問題であり、債務危機を如何に乗り切るかは本来債務国が考えるべき問題であるが、現実には全ての関係当事者の協力なしには解決困難となっている。過去数年間における累積債務問題の処理は、今後の世界経済の発展を考えた長期の展望に立った解決策からはほど遠いものであったが、それだけに、関係国際機関は債権国の協力を得て長

期的解決策をより積極的に考えるべきであるとか、貿易やサービスの交流に不可欠な金融の流れを確保し世界経済を再び活性化の方向へ向けるためにも、目的を限定しない一般の融資を可能とするメカニズムが考えられるべきだという議論も出てくる。そして、同問題解決に資する一般的方向の模索が国際通貨法委員会の作業でもある。

ところで、今次大会では、西独のマックスプランク研究所（ハインデルベルグ）の Rudolf Dolzer 教授の提出した「対外債務処理と国際法」とのレポートを中心として討議が行われた。このレポートは、深刻化した累積債務問題の実情と今日迄とられたきた対症療法や IMF 等の国際機関の介入の現状をも簡単に分析しているが、テーマからもわかるように、如何なる場合に債務問題の救済に国際法は乗り出し得るかという点に焦点を当てている。したがって、実務的な解決策の議論が中心であった。前回の大会とは異なり、今回は国際法の視角からの一般的な議論が主流を占めることとなった。その主な点は次の通りである。

まず、債務問題解決へ向けての金当事者による協力の要請が、国際法上も「交渉の義務」あるいは「再交渉の義務」として現れてくるか否かが問題となる。確かに、例えば領海線の確定や国際河川の汚染問題の解決等にあっては相互の協議や交渉があり、その義務があるといわれることがある。しかし、これらの場合には、債務内容に修正を加えるための再交渉とは異質のものである。また、国際法委員会の作成した国家責任に関する草案第三三条は、国家が深刻で差し迫った危険により脅かされている場合に、国家としての本質的な利益を守るため他の如何なる手段もないときは、それに対処する行為の違法性は却却されるとしている。そして、同委員会は、同条の審議に当たって金銭債務の履行問題も考慮に入れていたようである。そこで、何が国家としての本質的な利益かという問題が生じてくるが、その注釈は、国内秩序や外からの安全の維持、国民の生活維持に不可欠なサービスの維持、環境の保全等がそれにあたるとしているのである。この考えは、債務の履行不能の宣言があった場合には、少なくとも国家对国家の債務関係においてはかなり説得力を持つのではないかと思われる。この観点からの判断にあたっては、個々の債務の履行による影響ではなく国家の負担する総債務の額が関連してくることももちろんである。ただし、necessity はもちろん債務の消滅ではなく債務履行義務の一時的な停止を意味するにすぎない。したがって、この停止から生ずる損害を個々の事情に応じて当事者間に如何に衡平に分配するかは依然として問題として残る。

債務の内容を変更する交渉であるのに対して、前者の場合は、これまで明確には確定されいかなかった状況についてそれを新たに確定する作業が対象となるからである。国連憲章第三三条の下での交渉義務といえども、それは国際平和と安全の維持が侵された場合のみに関するものである。私法の分野では、長期の契約の履行過程において状況の変化に応じて再交渉の義務の存在が論ぜられることはあるが、法的な義務として確立しているわけでもない。ただし、シンジケート・ローン等の場合には債権者の多数が再交渉への意向を示しているときは、他の債権者もそれに応じる義務があると考えられているようであり、good faith の要求を強調することにより、他の債権者達が再交渉に従事している際に一債権者が債務者に対して単独で訴訟を提起することは認められないとした最近の米国の判決は注目に値する。

次に、対外債務の履行の困難性との関係で考慮すべきことは、債務の履行不能が国家としての necessity を理由として主張された場合に、それは債務不履行の違法性を却却するかという点である。このような履行不能の主張は、今日迄のところ正面からなされたことはないが、あらかじめ検討しておくべき重要な問題である。第二次大戦前には、これは私法上の不可抗力やいわゆる履行不能等の次元で論じられたこともあった。この necessity の問題を考えるにあたっては、私法分野での破産における国家としての本質的な利益が考慮されるべきは否かは、履行を正当化し得るとの議論に対しては、国家予算の二二二セントを軍事費に当てているような独裁政権の場合もかという発言があり、また元本の五、六倍の利息債務に苦しんでいる国もあるが fair play の原則は一方的に課せられた利率の正当性自体に疑問を投げかけるとの意見、さらには例えば地震等の異常事態の発生に備えた国際的緊急融資制度の設立や債権者たる銀行の協調による負担軽減義務の存在の確認の必要性等も、途上国や社会主義国の会員から述べられた。他方、西欧諸国の会員からは、たとえ上述のような国際法上の新たなルールの発見を考へるとしても、それは本来国家間あるいは公的な国際機関との関係においてであることが確認されるべきであり、国家が私人に対して債務を負う場合にも同様に適用ありと結論づけるのはきわめて疑問であるとして、両者を常に峻別して考えるべきことが繰り返し述べられたのが注目される。

累積債務問題は今後も審議が継続されるが、今後の国際的発展をフォローするほか、国際決済銀行 (BIS) の Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices が一九八八年七月に作成し、G10 の中央銀行によって支持された報告書 "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards" の中で示された規制が今後累積債務問題にどのようなインパクトを与えるかを、IMF やヨーロッパ共同体の反応をも眺めつつ分析する作業や、一九八九年八月迄に

国際法協会の各国支部の一般的意見を求めてそれを吸収する作業も含まれる予定である。

最後に、「支払債務の弁済完了時点確定の問題」については、ソウル大会で提案されたモデル法案の妥当性につき前回きわめて懐疑的な雰囲気が出た結果、各国のコメントを求めるところとして今大会にその決着が延ばされていたことは既に報告した通りであるが(本誌八五巻六号一一八一—一九頁)、各国からのコメントが殆どなかったことを理由として、今回提出されたりレポートも前回と全く同じ内容のものであった。しかしながら、累積債務問題にほとんどの時間が費やされて最後の数分を残すのみとなった状況の下で、このテーマを終結させることを強く望む委員長の意向が示されたので、懐疑派もそれに従い、結局レポートはモデル法を含めそのまま採択されることとなった。ところが、審議の翌日にポーランド中央銀行で開かれた国際通貨法委員会の会合で今後の活動方針が審議された際、一旦採択されたモデル法への反省の声が相次いだ。そして、単にその内容の妥当性のみならず、特に電子的資金移動の急速な発展に対応して国連国際商取引法委員会や国際商業会議所等の国際機関で続けられている法的作業の方向との整合性を再吟味すべき必要性が改めて確認された。このテーマは、実際には他の機関のより詳細な作業と既に重複するに到っている。したがって、右の確認は、モデル法の採択にもかかわらず、それを積極的に推進することは差し控えようとの委員会の良心的了解を示した

ものとして受け取ってよいと思われる。

(曾野和明)

国際商事仲裁

一 国際商事仲裁委員会は、八月二三日午後、カナダのコス(L. Kos-Rubcewicz-Zukowski)教授を議長として開催された。参加者は約四〇名であった。
二 前回のソウル大会で「仲裁と技術専門家の鑑定と交錯」をとりあげるようになっていた(本誌第八五巻六七八—七九頁、居淳子教授報告)。これを受けて、最近まで国際商業会議所に在職したヤルヴィン(S. Jarvin)会員から、同会議所での専門家鑑定の経験に基づく Question que souleve l'experience du Centre d'Expertise Technique de la CCI なる報告が提出されたが、これに関する実質的討議は行われなかった。
三 口頭の報告としては、パリ第一二大学教授ガイヤール(E. Gaillard)会員が、多数当事者仲裁に関する L'arbitrage multipartite et la consolidation des procédures arbitrales connexes と題する報告が行われたが、これは前回ソウル大会で、今会期まではとりあげないこととした多数当事者仲裁の問題を今後とりあげるか否かを問うための pre-rapport であった。
四 多数当事者仲裁が望ましい場合の例として、しばしば下請業をとまなう建設契約があげられる。問題の生じた工事に下請業者がからんでいる場合、発注者と元請施工業者間の紛争も、二

者間で解決するよりは、下請業者を当事者に加えて解決することが望ましい。発注者と元請業者間の契約に仲裁条項があり、元請業者と下請業者間の契約にも他の仲裁条項がある場合、個別に仲裁が行われるとそれぞれの仲裁判断が矛盾しうるからである。この問題は販売許諾者と販売業者の関係、販売業者とごこからの購入者の関係をめぐって排他的販売契約に関しても生じるし、製造をとまなう物品売買契約(工事の下請に似る)についても同様である。当事者が併合に合意して解決されることもあるが、合意は容易に得られるとは限らず、異なる地で複数の手続が進行することが多い。

五 ガイヤール教授は、この問題の立法による解決を二つの型に大別して考察する。第一の型の例はカナダ、ブリティッシュ・コロンビア法にみられるとする。そこでは、複数の仲裁合意の当事者がそれぞれの仲裁合意で併合に合意している場合、裁判所は一名の当事者の申立と他の当事者の同意があれば、妥当と認める条件で併合を命じることができると定める(BC仲裁法第二七条(2)(3))。仲裁合意に関する紛争の仲裁に関する規定)。同教授は、第二の型の例として香港法をあげる。そこでは複数の仲裁手続に共通の事実問題又は法律問題が存するか、求められる救済が同一の取引に関する場合、又はその他の理由から複数の手続の併合が望ましいと裁判所が判断する場合には、裁判所が手続の併合を命じうるとする(香港仲裁令6B。オランダの新(一九八六年)法(第一〇四六条)でも、当事者が反

対の合意をしていなければ、複数の仲裁手続がいずれもオランダ国内で行われているかぎり、裁判所は全面併合(Jonction totale)又は部分併合(Jonction partielle)を命じうると定める。ガイヤール教授は、これらの型の間には当事者の意向(volonté des parties)を尊重する程度の差がみられるが、併合が当事者の意思に基かなければ執行上の障害が生じる点に強制併合の問題があると指摘する。そして、もしも複数契約の当事者があらかじめ併合に合意するならば多くの困難が除去されるとして、標準的多数当事者仲裁契約の作成と普及が望ましいと述べた。同教授はそのような考えから多数当事者仲裁契約案なるひな型を報告書に添付したが、その内容を必ずしも満足しない筆者の質問に対し、これは同教授が研究の結果最良のものも又は今後の討議の基礎たるべきものとして提示したのではなく、単なる一例にすぎず、今後ILAがこの問題をとりあげるよう呼びかける資料にすぎないと答えた。

六 議長およびグランクール委員長は、多数当事者仲裁の問題をとりあげる旨決議することによって本委員会を一応解散し、多数当事者仲裁の研究を新委員会にゆだねたいと発言した。(1) 本委員会については、かねてから運営に問題があり(第八三巻第六号七一—八二頁参照)、ラポルトゥール、クリマデス氏の辞任も招いた。(2) 研究主任ブラウンリー教授は、商事仲裁が重要な問題であることにかんがみて、委員会を改組して新規まきなおしを図る希望を有している。(3) 日本支部はこれらの事情を

ふまえ、本年七月特に仲裁に関心を有されると考えられる会員等に意見をうかがったところ、その回答のなかに I L A は今後多数当事者仲裁の問題をとりあげるべきだとの意見もあった(そのほかとりあげてよいトピックとして仲裁と調停の関係、仲裁人の独立性、各国仲裁法利の動向・証提調と仲裁人の指揮仲裁可能性、複合運送と仲裁、特許実施、技術譲渡と仲裁、仲裁手続における外国人弁護士地位、外国法の証明、仲裁判断と私法の競合・抵触と脱地仲裁があげられ、これらを整理のうえ、今会期中フ라운リ研究主任に提出した)。

このような経緯から筆者も議長提案に賛成し、時間が限られていたこともあって、報告書に関する実質的討議を行うよりも、決議案の内容につき審議が行われた。ガイヤール教授の起草した決議案は、(1)国際商事仲裁に関して、裁判所が仲裁手続の併合を命じうるような立法を提案することは望ましくない、(2)国際商事仲裁において裁判所が複数手続の併合を命じうるような立法は排除すべきである、(3)適当な条項の作成を通じて複数手続の調整を可能にするように契約当事者の注意を促すことが望ましい、(4)多数当事者仲裁に関する模範条項作成の作業を継続することが望ましいというものであった。

併合立法については I L A が十分な審議を尽くしていないため、少くとも現時点で(1)は差支えないが、(2)は多くの問題を含んでいるため、西ドイツのベックシュテューゲル会員と筆者が反対を表明し、(2)がおとされて残余が今会期決議となった。

② 共同開発制度を設立することにより、境界面定問題と資源開発問題を切り離して解決することが可能になる(一九七四年ビスケイ湾大陸棚に関する仏西協定など)。

(3) 境界が未画定の状態の下で設立される共同開発制度であって、双方の国の主張が重複して境界について合意できないときに、境界問題を棚上げにして資源についてだけ共同開発に合意する方法が採られることがある。この場合、当該区域における管轄権の帰属、経費の分担及び収益の分配などを明確にする必要がある(一九七四年南部大陸棚に関する日韓協定など)。

このような境界を超えて延びる鉱物資源について、共同開発制度を設ける根拠については、一方の側から他方の側の非生物資源を減少させるような開発を行うことが、相手国の主権的権利の侵害を構成することがあげられる。多くの大陸棚協定においては、資源が境界線にまたがって賦存し、他方の側からも採掘できる場合には、当該資源を最も効果的に採掘するための方法と、そこから得られる資源を分配する方法について協議を行う義務が規定されている。この義務は、境界にまたがる資源の開発について本質的なものであり、現在では一般国際法上の義務になつていないとラビニ教授は主張する。この点で、国連海洋法条約の領海、EEZ、大陸棚に関する規定がこの義務に言及していないのは片手落ちである。そして彼は、同条約の第七、四、三項と第八、三、三項において、EEZ又は大陸棚の境界画定が合意されるまでの間、実質的な性格の暫定取極を結ぶこと

七 国際商業会議所英国支部コンサルタントであるサール(Saer)会員から、国際商事仲裁は国際取引の問題であり、国際取引の用語は英語であるのに、委員会の報告と討議が仏語偏重であるのを改めよとの要望があった。

(澤田壽夫)

排他的経済水域

この委員会は、英国のレディ・フォックス(Lady Fox)と米国のゴールドマン(L. F. E. Goldie)教授を議長として、八月二三日午後開催された。西ドイツのライナー(Rainer Lago)教授が「排他的経済水域における非生物資源の共同開発」について報告書を提出し、その説明をおこなった。

この報告書においては、EEZと大陸棚の非生物資源にたいする共同開発制度だけが取り上げられている。そして、国家間の合意に基づき海底資源の共同開発制度としては、国家実行上次の三つのケースが取上げられている。

(1) 境界が確定している場合に設けられるものであって、鉱床が境界線にまたがって賦存するため、一方の側からの石油、天然ガスの開発が、他方の国の資源に悪影響をもたらす恐れがある場合に共同開発制度が設立される(一九七六年北海大陸棚に関する英ノルウェー協定など)。

(2) 境界画定に関連して設けられるものであって、双方の国の主張が重複している区域に資源が賦存する場合、当該資源にたいするが、その場合に最も適するものが共同開発制度であると述べている。

この報告に対して、高林は、非生物資源に対する共同開発制度だけが取扱われているが、EEZに対する双方の主張が重複して境界が未画定の海域について、生物資源の共同開発制度を設立することが実際の性格の暫定的取極になる場合もあるの、生物資源に対する共同開発または共同管理の問題も、今後研究して欲しいと意見をのべた。これに対して、ヤンコフ(ブルガリア)は、非生物資源の開発制度だけを扱った方が良くと反対し、報告者も、生物資源の共同開発問題を論ずる必要性を認めながらも、全く異なった側面の問題があるので両者を別個に取扱うことを望むと回答した。そのほか、アタド(英国)、レナルド(パキスタン)、ユー(台湾)、ハニングス(英国)、スワミ(インド)、シュナイダー(オランダ)、モーシニッド(パングラディッシュ)、ラザレフ(ソヴェット)、グンドリング(西ドイツ)及びサスキ(不明)などから発言があり、それぞれに対して、報告者から回答がなされた。

なお、今後の研究テーマについて、(1) a) EEZにおける沿岸国の権利行使と他国の公海自由の行使との相互関係の事例を収集して検討する研究グループを設立すること。

このグループは、(b) 観光、リクリエーション、廃棄物の処分、エネルギー生産、海水の淡水化、交通センターの設置など将来における各種のEEZの経済的利用を考慮し、(c) 海洋環境保護

のために E E Z の非生物資源の探査、開発及びエネルギー生産から生ずる汚染の防止措置の重要性を考慮すること。(2) E E Z の内外にわたって生息する生物資源、又は、E E Z に対する国家の主張が重複している海域の生物資源に適用できる諸原則を検討して報告書を作成すること。

(3) これらの問題について FAO、IMO、UNEP、IOC、E C、地域漁業機関などの国際機関に対して関連情報の提供を要請することが決議された。

(高林秀雄)

養子縁組の国際的承認

一 フルゼンチンとオランダの支部の提案にもとづき、一九八四年一月二四日の執行委員会で、「養子縁組の国際的承認に関する委員会」(Committee on International Recognition of the Adoption of Children) の設置が承認され、その一九八五年五月二四日の執行委員会では、元会長の M. Argas 裁判官(フルゼンチン)が委員会の委員長に選出された。そして、前回一九八六年のソウル大会では、非公式の作業部会が開かれた。ところが、その直前の一九八六年の七月二七日に M. Argas 裁判官が逝去され、委員会の委員長は空席のまま今回のワルソー大会を迎え、養子縁組の国際的承認に関する公式の委員会が八月二四日の午後が開かれた。結局、本大会では、その日まで委員会の委員長は決まらないうままに、当日の会合では、

El-Said El-Dakkak 教授(エジプト)が座長をつとめた。
二 この委員会には、さきの一九八五年の執行委員会で報告者に指名された J. H. A. van Loon 氏(オランダ)の報告書がすでに提出されていた。

この報告書は、(1) 一九六〇年代初期におけるこの問題の事情 (2) 国際養子縁組の背景にある社会的事実—世界的現象 (3) 国内のおよび国際的養子縁組にかんする新しい見解 (4) 立法および司法政策における現代の傾向と見通し (5) 国際養子縁組に関する国際協力の新しい手段、について詳細に論じ、末尾に、一九八六年二月三日の国連総会で採択された宣言、一九六五年一月一日にハーグで署名された養子縁組についての管轄権、準拠法および決定の承認に関する条約、一九八四年五月二四日のラパズ(La Paz)で署名された未成年者の養子縁組に関する米州国際私法条約およびフィリピンの社会福祉開発省とオーストラリアの州・准州の養子縁組機関との国際養子縁組に関する作業協定を、資料として添付したものである。
三 当日の委員会の出席者は、二〇名足らずの人数であった。El-Said El-Dakkak 教授の開会の挨拶に続いて、van Loon 氏の報告がなされた。その報告は、右の報告書にもとづいて明快になされ、簡にして要を得たものであった。

その後、委員会のメンバーである Giovanni de Sangro 博士(イタリア)、Leila Seh 裁判官(インド)、M. J. Lisbonne 氏(フランス)、Peter Nygh 裁判官(オーストラリア)—ニ

瀛海(オーストラリア)が相次いで発言し、小憩後、出席者である山田(日本)、P. Sanders 教授(オランダ)、H. Sandberg 氏(ノルウェー)の順に発言した。

それらの発言の内容は、いずれも自国における養子縁組の国内的・国際私法的処理に関するものであり、とくに特別養子についての関心が強かった。Peter Nygh 裁判官は、オーストラリアとフィリピンとの国際養子縁組に関する作業協定についても触れた。

なお、M. J. Lisbonne 氏から「委員会として決議を出す必要がある」との発言があり、van Loon 氏から、右の各発言者の発言内容および大会開催前に委員会委員(日本からは沢木敬郎教授が名を列ねている)に送られた質問書(questionnaire)に対して寄せられた回答を踏まえて、今後の作業の方針・計画に関する決議案が示された。M. J. Lisbonne 氏からの若干の修正動議(“protection of children”の挿入)を容れて、次の趣旨の決議案が委員会にて承認され、理事会および総会に提出されることになった。

養

すなわち、(1) 本委員会の付託事項を拡大して、たんに養子縁組の承認にとどまらず、管轄権および準拠法の問題をも含み、さらに公法の干渉的作用をも認めることとし、そのため委員会を「国際養子縁組と子の保護の法的局面に関する委員会」(Committee on the legal aspects of inter-country adoption and protection of children) と改め、(2) 一九八六年

の国連宣言に示されているように、近年、養子縁組がより親制度の問題が世界的規模の拡大をみせていることに特別の注意を払って、この問題の検討を継続して行う。(3) 国際養子縁組の実際を規制し、子や家庭を危機にさらす非公認の擬制的な養子縁組を撲滅し、一般的に、海外の養親の下に在る子の幸福を促進するためとくにいかなる国際的な法手段が推奨されるべきかに関して、一九九〇年の I L A の会議で提案ないし意見を提出する、という趣旨の決議案である。

四 国際養子縁組の問題は、今回が最初ではなく、かつて「家族関係委員会(Family Relations Committee)」(委員長 Lacey 氏・報告者 Lipstein 教授)が設置され、第五〇回(一九六二年)ブラッセル大会および第五一回(一九六四年)東京大会において、家族問題のひとつとして取りあげられた。その後中断していたが、特別養子など近年における養子縁組の形態の変化および欧米人がとくに発展途上国の国民を養子とする例の激増という背景の下に、今回の新しい委員会が設置されるにいたったのである。

なお、ハーグ国際私法会議においても、本年二月の特別委員会、国際養子縁組が新たなテーマとして提案され、本年一月の第一六会期のファイナルアクトに次期の議題のひとつとして掲げられることが予定されている。本委員会の報告者である van Loon 氏がハーグ常設事務局の一等書記官であることから、本委員会における今後の審議がハーグ国際私法会議との緊密な

連携の下になされることを期待することができる。

(山田録一)

紛争の平和的解決 (ワークショップ)

この部会は、八月二十四日の午前、英国のブラウンリー (Brownlie) 教授 (ILIA の研究連絡主任) が議長役となって開かれた。冒頭に議長は、本部会が委員会ではなく、記録も残さず決議も行わない非公式なワークショップの形をとったねらいは、それにより討論を活発にし、裁判官や政府官僚が公の立場をはなれて自由に発言できるようにする趣旨だと説明した。

議事は、はじめに四名のパネリストに選ばれた会員からの意見表明がなされ、次いで一般参加者から発言が続ぎ、それをうけてパネリストに再発言の機会が与えられるという形で進められた。

最初に口火を切ったのは、国際司法裁判所のラックス (Lachs) 裁判官 (ポーランド) で、以下の趣旨の問題提起を行った。

国際紛争は今日、多くの場合典型的な形をとらず、これに対応するには新しいアプローチが必要となっている。紛争の平和的解決手段に関する国連憲章三十三条の規定の仕方は不十分であり、同条に列挙された諸手段は重複的に紛争に対して適用され、また解決手段相互の関係も区別が不分明となっている。国際紛争は多くの側面をもち、多岐に亘り、相互に依存するため、

古典的区分は厳格にそのままの形で適用できず、単力的運用が望まれる。

次のパネリストとして、同じくICJのギョーム (Guillaume) 裁判官 (フランス) は、ラックス裁判官の意見に賛同し、今日各種の解決手段が重複して適用され、区別の困難を伴うこと、紛争の法律的側面には法を適用できても、それ以外の方法で解決するのが望ましい場合のあることを指摘したあと、フランス外務省の法法律顧問として自らが経験した「レインボー・ウォリアー号 (The Rainbow Warrior)」事件を例にとり、詳しい説明を行った。それによると、ニュージランドの港内で反核団体「グリーンピース」所属のL号をフランス政府機関の二名将校が爆破沈没させた事件につき、フランス政府はこの行為を国際法違反と認め、責任を負う用意を示し、賠償額についてはニュージランド政府とは交渉により、またグリーンピース側とは交渉、および仲裁裁判により、解決することに合意をみた。然しより困難な政治問題は、ニュージランドで捕えられた有罪判決をうけた二人の仏将校の扱いをめぐる対立で、これは司法的解決にはなじまないものであった。そこで国連事務総長に仲介を求め、その裁定を仰いだのである。事務総長が行った裁定 (ruling) の法的性質については、「政治的仲裁」「強制的仲介」と評せられたように特定のカテゴリーにはめることの困難な特殊なものであった。当事者はあらかじめ裁定の受諾を表明していたが、事務総長は当事者双方に受入れられる解決方

多元的な対応 (multi-dimension approach) と弾力的な運用が望まれる。これを具体的にみると、紛争当事者間の直接交渉は紛争の側面についてのみ行われ、他の部分は第三者の介入を必要とするように、紛争は多岐化している。第三者による周旋 (good offices) は、国連事務総長の場合は舞台裏での秘密裡に進められ、目の目を見ない場合も多いが、最近の行動様式は、当事者の一方から他方へ相互の立場を伝達し、合意の可能性を探るやり方がとられる。周旋は多くの場合、仲介 (mediation) と融合しており、事務総長の役割も両者を兼ね、自ら解決案を提示するのが普通である。中東、キプロス、東アフリカ連邦、アフガンの諸問題で、国連の仲介は事務総長特使により企てられたが、それぞれの特使の役割は様でなかった。第三の調停 (conciliation) については、「現代は調停の時代」と言われるが、その成功はいささか誇張されている。次に調停と仲裁裁判 (arbitration) は、本来明確に区別される別個の制度であるが、両者が重複し、仲裁者として任命された者が友誼的調停者 (amiable compositeur) として行動することがある。最後の

司法的解決 (judicial settlement) は、紛争の終局的な解決手段といわれるが、必ずしもそうとはいえず、裁判判決 (勧告的意見も同様) がその後の交渉、調停、仲裁による解決への途を開くことがある。北海大陸棚事件のように、ICJは、大陸棚の境界画定についての一般規則を示すよう求められたのであり、紛争の決着そのものではなかった。要するに、紛争解決手段の

法を探り、これを裁定したから、仲介的性格の強ゆきものであった。

三番目のパネリストとして、ホセイン (Hossain)、バングラディッシュ前外相は、要旨以下のような発言を行った。

ホセイン氏の経験によれば、国家が紛争を司法的解決に付することを避けるのは、紛争それ自体の性質が裁判になじまないというよりは、結果が予測できず、また政治的に受入れ難いものを裁判にかける危険を冒したがるにないという動機による。例えば、海の境界画定をめぐる紛争は、それ自体司法的解決に適したものと見えるが、そこに資源の帰属という経済的利益がからむと、当事者はこれに司法的決着をつけることを欲しない。

この場合、境界線にまたがる資源の配分については、司法的解決に代るものとして、共同開発のような方式をとるのが適当となる。現在のイラン・イラク戦争や一九七一年のベンガラディッシュ・パキスタン間の紛争をみても、そこに含まれる紛争の諸側面には、司法的解決に適した事項と、政治的諸問題とがあり、後者の解決には非公式の調停による方が望ましい。司法的解決は、当事者に対して法を適用して白、黒ないし勝者と敗者の判定を行ない、ゼロ・サムゲーム的な決着をはかろうとするが、これと異なり、国連の政治機関や事務総長、あるいは世界銀行は、当事者双方にとってできるだけ満足の行く解決方法を見出し、司法的解決ではなし得ない解決を可能にする。

四番目のパネリストとして予定された米国のモンロー・リー

(Monroe Leigh) 氏が急病のため、他の会員がそのペーパーを代読した。リー氏がとり上げたテーマは、国際裁判とくに仲裁裁判における政治的問題についてである。まず、ICJが過去の判例で紛争を受理できない (inadmissible) とした事例をみると、国内的救済不完了や争点の不明確性のような技術的性格の事由のほか、実質的な事由によるものとして、太平洋核実験事件では、ICJは自己抑制により実質的内容の審理に立入ることを回避した。一方、イラン人質事件やニカラガ事件では、ICJは一転して積極的な態度をとり、政治的理由から裁判の却下を申し立てたイラン、および米国の主張を退けたのである。(小田裁判官はニカラガ事件は国連の政治機関の調停又はコンタドーラグループの地域的解決に委ねるべしと述べたが、これは小教意見であった) 一方、仲裁裁判については、紛争が國家の主権に関わるとの理由で仲裁裁判への付託を拒んだ當事者の主張を認めなかった仲裁判例もある。また仲裁への付託を定めた一般条約をみると、一九二九年の米州仲裁裁判一般条約、四八年のボゴタ規約や四九年の紛争処理一般議定書等で、法律紛争と否とを問わず、すべての紛争の仲裁付託を定めたものや、法律的紛争は司法的解決に、それ以外のすべての種類の紛争は仲裁裁判に付託すると定めたもの等があり、規定内容は様々であるが、一般的傾向としては、敢格ないみでの法律的紛争のみならず、政治的紛争もICJ又は仲裁裁判によって解決可能である、と結んだ。

自国民を難民として直接・間接に國外に追いやる国は世界の何百万の難民に対して窮極的に責任を負う(原則一)。難民自身と難民に庇護を与える国は難民発生国に対し損害賠償請求権を有するが、その根拠となる法原則は、国家責任のそれと同様に、国際違法行為の存在に基づく(原則二)。難民は自国を追われることにより、世界人権宣言のすべての条項の完全な享有を妨げられ、従って、難民発生国は世界人権宣言のすべての条項に違反し、且つ人権保障を定める自国憲法にも違反する(原則三)。難民の発生がジェノサイドの要素を伴う場合は、その行為は国際犯罪となり(原則四)、これに対して国際社会は集団的制裁を加えるべきものとされる(原則五)。難民発生国は国際違法行為(難民の発生)に基づいて損害賠償義務を負う(原則六)。難民の賠償請求権については、一九四八年以来国連総会決議でくり返し言及されており、今や慣習法の性質を備えている(原則七)。難民の発生により他国に負担をもちたらず国は当該他国の領域主権を侵害し(原則一〇)、多数の難民の存在によって経済的・社会的負担を蒙る庇護国は賠償請求権を有する(原則一一)。第三国の介入により難民が発生した場合には、庇護国は当該第三国に対し賠償請求権を有する(原則一二)。庇護国はその請求権を行使するため、抗議、紛争の平和的解決、

以上のパネリストからの意見表明に対し、一般参加者から多数の発言が行われたが、一つ気になったのは、パネリストを含め、国際裁判と調停ないし仲裁との区別の基準を、その解決の法的拘束力の有無よりは、法を適用して解決するかどうかの準則に求めた議論が多く、justiciabilityをめぐる論議を混乱させているようにみえたことである。そうした中で注目された発言に、紛争当事者は裁判所規程三八条二項の「衡平と善」による裁判をもっと活用すべきであるとの意見もみられた。もう一つ注目されたのは、ソ連の女性会員から、ソ連はこれまで国際裁判を利用しなかったが、国際社会に法の支配を打ち立てるために国際裁判に肯定的な態度が望ましく、社会主義国間にも、核廃棄物運搬に関するコモン諸国間の条約のように、紛争の強制的仲裁付託を定めたものがあり、またICJの強制管轄権の受諾についても、目下受諾の条件につき検討中との発言があった。

難民の法的地位

(香西 茂)

難民の法的地位に関する国際委員会が今回のワルソー大会に提出した報告書は、「難民及び庇護国に対する損害賠償に関する原則の宣言案」とそのコメントリからなっている。この宣言案は、もともと委員長の Luke T. Lee (米国) が原案を作成し、本年一月に各委員にコメントを求めて送付され、その後

個別的制裁(復讐)及び集団的制裁等の措置を講ずることができ(原則一四)。国連は、庇護国の代理として、又は難民発生国との準契約関係に基づき、難民の保護に要した経費を難民発生国に請求することを妨げない(原則一六)。

以上のような原則宣言案を前に、難民の法的地位部会は八月二五日の午前に、Manner (フィンランド) を議長として開かれた。まず、委員長の Lee より、前回ソウル大会での Naana-Dra Singh の示唆に基づき、今回の宣言案も必ずしも現行国際法に基礎を置くものではなく、国際法の漸進的発達の要素が強いものであること、並びに、今回の宣言案は、特に米國支部と日本の国内委員会の意見をとり入れ、原案に修正を加えたものである旨が述べられた。また、前日に開かれた委員会では、次のトピックとして、「変化する難民問題—受入れ国の制限措置と難民問題の解決」(Changing Refugee Problem: Restricted Practices and Solutions) をとり挙げることになった旨の報告があった。

次いで討論に入ったが、提出された宣言案については、個々の原則の細目というよりは、むしろ宣言案自体のアプローチや一般的性格について多くの疑念が表明された。それは、この宣言の原案が委員長により各委員に示された段階で、わが国の国内委員会が抱いた疑念とほぼ軌を一にしているといえよう。それは、第一に、ILAの作業が単に現行国際法のリストアップメントではなく、国際法の漸進的発達に寄与するといふいわば

Lex ferenda を志向するものであることを認めるとして、難民発生国の賠償義務や難民及び庇護国の賠償請求権なるものが国際法上の権利義務であるとすべし、何らかの法的基礎—少なくとも理論的に存在し得る—に依拠すべきものと考えられ、かかる法的基礎を欠く原則は成立し得ず、またその実施も不可能であるというものである。第二に、難民に対する保護・援助はこれまで主に人道的配慮からなされてきたとみることができ、この領域に法的責任問題をもち込むことは難民の国際的保護の問題を従来とは異なる局面に導き、難民保護の目的自体を損わないかという危惧である。

部会の討論においても、これらの点を指摘する会員が多かった。第一点については、例えは Stromholm (スウェーデン) は、ソフトロー・アプローチは尊重するが、この種の原則成立においてはできるだけ現行法に近づくべきであり、そうでなければ現実の効力は期し難いとしたうえで、難民発生国の責任の基礎とされている国際違法行為の存在について疑問を呈した。Lilich (米国) も、難民の賠償請求権が国連総会決議で繰り返し言及されているとしても、コメントリーで挙げられている事例の先例としての妥当性に異議を述べるとともに、この請求権は国家慣行の裏付けがないことを指摘した。また、個人としての難民より集団としての難民に着目するならば、難民発生国自身も人的資源を失うことによる損失を蒙っているとする Ullmann (オーストリア) の意見や、逆に、庇護国は難民の受入れ

難民の流亡が庇護国の領域主権の侵害であるとする論拠を国際環境法上の侵害と同一視することに求める不合理性—難民は亜硫酸ガスとは異なる—を指摘した。

このようにして、今回提案された宣言案については、そのアプローチの方法と法的・理論的根拠について多くの疑問が出されたため、結論としては、なお国際委員会において検討を継続することになった。

(川島慶雄)

外国公法の承認と執行に関する決議

一 委員会における審議の経過
 外国公法の承認と執行に関する委員会は一九八四年パリ総会において設置が決定され、以後検討を重ねてきた。各国内委員会がこの問題について自国の法的状況について調査し、委員長 (ロバート・ヴォンメレン氏) 及びラポルツール (ピーター・カーター教授) に報告した。これに基づいて両氏が一九八八年にワルソーで開催される第六回国際法協会総会に提出する報告書及び決議案の作成にあたった。

一九八七年一二月英国のオックスフォード大学において委員会が開催され、各国委員の大部分が参加し、ここにおいてカーター氏より報告書原案及び決議案の骨子について口頭で説明があり、これに基づいて各委員より見解が表明された。そして、この討議の結果をも加味して、カーター氏及びヴォンメレン

により常に損害を受けているとは限らざるとする Owsia (フランス) の見解もあった。概して、難民自身の賠償請求権は格別、庇護国の賠償請求権の法的根拠については Owsia と Pato-Hogic (ユーゴスラヴィヤ) に代表されるように、種々の疑問が呈され、Stromholm は原則二乃至五を削除すべきであるとの見解を示した。

第二点については、Bair (ハンガリー) が、難民保護の責任は国際社会全体にあるのであり、難民発生国の国家責任を強調することは国際社会の人道的責任をあいまいにするものである、と述べた。その他、現在の主要な問題は経済的難民の保護であるという見地から、難民発生国の責任追及よりも経済援助の必要性を強調する Holloway (フランス) の意見もあった。

わが国の国内委員会の見解として、筆者もまた、一般論として、このような原則の定立に際しては、国際法の漸進的発達を志向する側面を理解しながら、それと現行国際法との混同を避けるべきであるという点と、難民発生国の責任追及は従来の人道的側面を損ない、難民保護にマイナスの効果をもたらす危険性があることを指摘した。また、個々の原則については、わが国内委員会の提案が原案に取り入れられた点に別にして、特に Martin (米国) などと同様に、難民を発生せしめる行為を国際犯罪と性格づけることがその構成要件からみて困難であり、且つ国家責任を問う場合にも不必要であることを指摘し、更に、氏の許におかれ報告書及び決議案が作成されるべきが決定された。

そして、一九八八年八月にワルソーにおいて開催された第六回国際法協会総会において報告書と決議案が提出され、これに基づいて討論が行われた。決議案に関してはかならずしも賛成意見ばかりではなく、疑義を挟む向きもあったが、結局決議案を一部修正して決定した。

二 報告書及び決議

報告書は全体で英文三〇ページであり、五部分に分かれている。第一部には、委員会の開催、報告書及び決議案の作成の経緯等が記載されている。第二部においては、委員会の取り扱う事項の範囲が記載されている。第三部においては、外国公法の承認及び執行に関する各国の国内法の状況について記載されている。第四部においては、各国内法の最大公約数ともいうべき一般的な傾向がべられ、そして、第五部において、各国内法の実践を踏まえた当委員会の外国公法の承認と執行に関する基本的立場と見解が述べられている。

委員会の基本的立場は、報告書と決議に盛り込まれているが、端的に述べると、以下のようである。すなわち、報告書においては、(1) 現在、公法及び私法の区別は相対的となっており、(2) 経済取引における公法の役割は著しく増大していること、そして、(3) この観点から見ると、抵触法の原則として外国公法と外国私法を峻別し、前者については国内裁判所

は承認・執行せず、後者については承認・執行するという取扱をするには非現実的であること、が指摘されている。

そして、決議においては、この状況をうけて、(1) 外国公法はそれが公法であるという理由のみによって私法とは異なった特別の取扱をすべきという理由はないこと(すなわち、国内裁判所の承認・執行を拒否されるべきではないこと)、(2) しかし、国内裁判所は外国税法及び刑法は承認・執行の対象外とすることができるとすべきこと、(3) (1)の原則にもかかわらず、国際法に反する外国公法、又はその適用が明白に確立された国際法の原則に則反するような外国公法については、国内裁判所は承認・執行すべきでないこと、及び、(4) 国内の公序に反する外国公法については国内裁判所は承認・執行を制限し、または拒否することができるが、公序の概念又はそれに類似する念概によって外国公法の承認・執行を拒否することについては、これを特に抑制すべきこと、が述べられ、これらの原則が決議されている。

以上からも明白なように、当委員会の基本的立場は、抵触法の原則として、公法私法の区別には重要性を認めず、両者ともに同じに扱うべきであるというものである。しかし、税法と刑法については、例外とされている。この理由は必ずしも明白ではないが、各国の国内法における実践は、この両法域に関しては外国公法の承認・執行はしないということであるので、これは反する原則の定立は非現実的であるということである。

突然演説等を通じて恒久主権を所管する第五小委員会及び「多国籍企業および技術移転に関する国連の行動基準の交渉過程における南北間の見解の相違を架橋することができるように努力する。通商と技術を分担する第三小委員会は、パリ大会(一九八四年)で同委員会の報告者 Schacher が提起した国際通商法に関する一五の重要問題に回答する作業を継続し、上記の両基準のうちの通商に関する問題に取り組む。開発金融を所管する第四小委員会は、IMFが債務国の経済運営に対して課す制約、国際金融機関の意思確定への開発途上国の参加の問題等を検討する。

各小委員会の活動報告のうち、第三および第四小委員会の左記の研究結果が注目される。第三小委員会の報告者 Peetsmann 及び Schacher の第四の問題提起「補助金・相殺関税に関する現行ルールは開発途上国に対してどのように不利な影響を及ぼしているか」に回答する際に、つぎのことが考慮されるべきであると述べている。補助金の国際規制(GATT 六条)と相殺関税に関するルール(同六条、二三条)とは相互に関連しているのであって、通商を著しく阻害する補助金を禁止するため全体として検討されるべきである。「実質的な損害」「因果関係」等の不明確な法概念の故に、相殺関税の賦課が保護貿易主義の手段として濫用されている。相殺関税が賦課されるべき補助金の存在、計算、類型を決定する基準を明確にすべきであり、たとえば、研究助成が相殺関税の対象となる補

新国際経済秩序の法的側面

(松下満雄)

一 報告書 ワルソー大会(一九八八年)に提出された「新国際経済秩序(NIEO)の法的側面」委員会の第五次報告書は、ソウル大会(一九八六年)以降の展開の概観、各小委員会の活動報告および決議案から成る。

ソウル大会の決議に基づいて、当委員会の総括報告者 Buttke は、「NIEOに関する国際法の原則の漸進的発展」に関するソウル宣言を国連事務次長補 John Soria に手渡した。一九八四年二月以降、フィリピン等が国連総会第六委員会に毎年提出している「NIEOに関する国際法の原則及び規範の漸進的発展」および特典化のための最も適切な手続の検討が次回総会で行われるよう勧告する決議(七三三)が、八六年二月六日、国連第四一回総会の本会議で賛成一三一、反対〇、棄権二三(わが国を含む西側諸国)で採択された。翌日、「発展の権利」が不可譲の人権であることを確認する決議(二二八号)が、同本会議で、賛成一四六、反対一(米)、棄権(わが国を含む西側諸国)で採択された。

この委員会は四つの小委員会から構成され、その作業分担はつぎの通りである。一般原則および「国家の経済的権利義務憲章」を担当する第一小委員会は、同意章をソウル宣言に照らして評価し、憲章の漸進的発展のための提案を行う。主として、

助成金構成要素の可否交渉検討課題と北東部諸国(CAFTA)の補助金・相殺関税協定(一九七九年)一一一条1(d)は、高度技術分野における研究開発奨励金を、相殺関税の対象とならない補助金として例示しているが、かつて米商務省オルマー次官は、日本通産省の研究助成が相殺関税の対象となる補助金であると非難したこともあり、この検討結果はわが国にとって関心がもたれる。一般に相殺関税手続を簡素化し不確実性を軽減するためには、相殺関税の調査開始基準および賦課基準をさらに明確にすることを要する。さらに、Schacher の第九の問題提起「二国の相殺関税法は他国の主権を過度に侵害するか」について、第三小委員会の報告書は、つぎのように指摘する。各国は、GATT によって禁止されない補助金を自由に許与することができると同様に、GATT 六条によって禁止される補助金付き輸入品に相殺関税を賦課する主権的自由を有する、と。

そして Schacher の第八の問題提起「セーフガードおよびエスケープ条項は開発途上国に対してどのように作用するか。何らかの改正が必要であるか」に対し、第三小委員会の報告書は、GATT 一九条の要件を潜脱するために導入される。不透明で差別的な一國または二國間の輸出自主規制のような灰色の通商制限が、多数国間の GATT 通商システムを侵食する重要な原因であり、輸出カルテルを促進し、国際競争を制限し、三〇年代の権力志向的な二國間主義への復帰であり、屢々議会・裁判所による統制なしに保護貿易主義者の圧力団体の利益のために

国内消費者に重い負担を課す結果をもたらすと非難する。殊に、輸出自主規制は、差別的な最低輸出価格や輸出数量制限を設定するので GATT 二一条一、一条、一三条と両立せず、また秘密性および公表の欠除のない GATT 二〇条に違反する。GATT 二一条、二一条および一三条と両立しない輸出自主規制は、GATT 二九条に基づく輸入国のセーフガード措置の代替物として機能するという理由で正当化されえない。というのは、GATT 一九条は、「適正手続」の要請と司法審査に服する (GATT 二〇条 3)、輸入国における透明かつ非差別的で、通商をより少なく阻害する形態でのみセーフガード措置を許容する。GATT 二一条、二一条および一三条の例外規定は、二国間の特別協定によって多数国間条約を逸脱しうる可能性を定めていない。同じ理由によって、GATT 二一条、一三条と両立しない政府による差別的な輸出数量制限は、GATT 六条に基づくダンピングまたは補助金防止措置の代替物として機能するという理由で正当化されえない。GATT 六条は、「適正手続」の保障と司法審査に服する輸入国におけるダンピング防止税または相殺関税の可能性のみを定める。GATT のダンピング防止協定 (一九七九年) 七条一は、輸出者が「ダンピングの及ぼす有害な影響が除去されると認める価格の修正又は当該地域に対するダンピング価格による輸出の停止」について私的な「自発的な約束」を許容するが、ダンピング防止措置として、GATT 二九条または三三条と両立しない政府による輸出制限を認めて

いない。これに反して、GATT の補助金・相殺関税協定四条 5(a) は、(i) 輸出国政府が、補助金の廃止、補助金の制限または補助金の及ぼす影響に因連を有する他の措置をとることに同意すること、および(ii) 輸出者が、補助金の及ぼす有害な影響が除去されると調査当局により認められる価格の修正に同意することを明文で許容する。しかし、かかる政府の同意は、たとえ非差別的な輸出税を通じて、GATT と適合する態様で実施されるのであって、GATT 二一条または一三条と両立しない政府の輸出制限が競争の利益を無効にし、もしくは侵害し、または GATT の目的の達成を阻害すると推定されるという理由で、二三条に基づいてその撤回を要請する他の締約国の権利を奪うことはできない。と。因みに、日米半導体協定に関する GATT 紛争処理手続において、日本政府代表は、GATT 六条が輸出国政府によるダンピング防止措置について何んら規定していない以上、輸出国がそれを行うことができる主張したが、パネルはその主張を容認しなかった。その第三小委員会の報告者 E. U. Petersmann は GATT 事務局の法務参事官であり、彼の明快な説明によって、パネル裁定の理解が深められる。

最後に、彼は、東京ラウンドで成立するに至らなかった「GATT 一九条の実施協定」がウルグアイ・ラウンドで成立して、輸入救済措置に関するルール、「適正手続」および司法審査が強化されることを期している。

第四小委員会は、開発途上国の尤大な対外債務に含まれる地

理的規模での法律問題のさらなる実効金利息と為替相場の変動が債務国に及ぼす影響、現在の負債を軽減することの法的難点として契約遵守の原則と事情変更の原則とのデレンマ、第三国に影響を及ぼす国家の金融政策に対する多数国間・二国間の監視の問題等を扱う。IMF 協定の第二次改正後、IMF が為替相場の濫用を回避するために監視することができると定かでない。で、国際金融制度を早急に再構築する必要性が強調されている。NIEO の諸問題の中で優先順位が高い国際負債の問題は、ソウル宣言中の「連帯の原理」に照らして解決が模索されるべきである。今後の研究課題として、契約によってリスクを融資当事者間で分散すること、メキシコで行ったような債務を equity にスワップすること、国際金融機関の間における融資業務の適正な分担、IMF が債務国の経済運営に課す制約等があげられている。

資料

二 討議 この委員会は、八月二四日と二六日の午後開催された。討議過程で最も問題になったことは、本年七月に米国の対米輸出に対しても重大な影響を及ぼすので、同法が保護貿易主義的に実施されるおそれに対して、当委員会の決議が危惧を表明すべきか否かであった。ウルグアイ・ラウンドが目下交渉中であるので、現時点で米包括貿易法に対し危惧を表明することは適切でないという理由で、それが決議に含まれないことになった。

三 決議 最終日は採択された対外的決議案の委員会が、(a) ソウル宣言のうち、天然資源に対する恒久主権、発展の権利、科学技術を受益する権利および紛争の平和的解決の原則の実施に関する問題、(b) 国際通商法の法的枠組を改善するため、殊に、目下交渉中のウルグアイ・ラウンドで生ずる法律問題、就中、国家の実施措置を通じて国際通商法の実効性を強化する可能性、開発途上国の多数国間通商システムへの参加、開発途上国に対する通商差別および貿易関連の知的所有権問題、(c) 開発金融に関する法律問題、ならびに国連における多国籍企業の行動基準案の交渉から生ずる法律問題について作業を継続するよう勧告した。さらに対内的決議は、GATT の強化を要望する勧告を行った。

1 ウルグアイ・ラウンドは、殊に左記の点で、GATT ルールの実質的な明確化・強化に導くべきである。

(a) GATT の原則と両立せず、多数国間通商システムを侵食し、権力志向的な二国間主義および開発途上国に対する通商差別をもたらした差別的な輸出自主規制のような灰色の通商制限を明示的に禁止する GATT セーフガード協定を締結する必要がある。

(b) 通商を阻害する輸出補助金に対する GATT の禁止を一層強化する必要がある反面、開発途上国の開発補助金に対しては相殺関税を賦課しない例外を設ける必要がある。

2 国際通商法における法の支配を促進するため、GATT

紛争処理手続が強化されるべきである。

(小原喜雄)

国際医事人道法

一 国際医事人道法委員会は、八月二四日午後約六〇名の参加のもとに開催された。議長は前回(ソウル)と同じく Lincoln 判事(イギリス)が務め、ラポルトツールも Knoppers 教授(カナダ)が引き続き担当した。この委員会は前回のパリ大会で出産技術に対する人の保護の法的側面を取り上げることによって決定し、ソウル大会には Knoppers 教授の第一報告書が提出されていたが、ワルシャワ大会に向けて第二報告書(仏文のみ)が出された。この報告書は前報告書を引き継ぐもので、第一部では新出産技術に関する諸問題の概観を行い、なかでも関係書類の管理と秘密の問題を重視し、(配偶子)提供者の匿名の維持と子供が自分の親を知る権利といった利害対立や情報へのアクセス権などを取り上げ、これらの問題について各国のばらばらの規制では不十分で、国家の枠をこえた規制がとくに配偶子や胎児の保護のために必要であるとした。なかでも胎児の地位については、胎児が物か人か、法客体か法主体かをめぐって諸説あるが、胎児の法人格性の議論を離れて、出生以前に生命を保護することは可能であり、法人格がなくともとくに虐待、商品化、非治療的研究の対象とされないよう保護することが必要であるとみなした。報告書は第二部で新出生技術に関する国際

文書の採択を模索して、結局政府間機構の枠内で諸原則文書を採択し、その文書の内容も単なる医学倫理ではなく、国家の監視に従う法規則であることが望ましいという。また、機構の地理的範囲について、すでに作業を行っているヨーロッパ理事会のような地域的機構もあるが、この問題は地域間的性格を有し、とくに先進国で禁止された手段や方法が途上国で行われる危険に対して途上国の人民を保護する必要があるとして、世界保健機関をこの問題に権限をもつとみられる国際機構とみなした。

そして、世界保健機関憲章は条約、規則、勧告という三種の文書を定めているが、行動章典(code de conduite)の形式をとる勧告が望ましいとされ、同機関で採択されることが望まれる五カ条からなる条文がその理由説明とともに挙げられた。

二 委員会ではまず Botte 教授(西ドイツ)が議長席からこれまでの作業経過を説明し、このテーマは異例の速さで進行してきたが、複雑で争いのある議論を含む困難な問題であることと認められた。ついで、Knoppers 教授から第二報告書の説明がなされた。彼女は出産技術に関連して、バイオロジ革命がなされているのにそれに対応する法的革命は行われていないとして、この分野での科学者(法律家)の責任を認め、席上配付された決議案(その内容は第二報告書の最後に挙げられた五条文)の各条文をその文言修正も含めて説明した。とくに、第二条の「一人の胎児が人間家族のメンバーに固有の尊敬を認められるに値する」(当初の文案では「……認められる権利がある」とな

っていた)といった表現は、胎児の地位をめぐる議論を踏まえた苦心の起草であった。

続いて討論に入り、ヨーロッパ理事会事務局代表から、この問題についての国内法と国際法の間の法的ギャップの存在、生命権は生命を与える権利を含むこと、この問題を規制する条約規則とそれに対応する国内規則の制定が必要であるといった意見が述べられたし、また Lisbonne 氏(フランス)は人の血、器官や幼児の売買をかつての奴隷貿易になぞらえてその問題性を指摘し、今回の決議だけにとどまらず将来も委員会がこれを検討し続けるよう望んだ。また、また胎児の問題は子供の保護の問題(養子に関する委員会の議論)につながるという指摘もあった。議長は決議案の検討を促し、いくつかの質問や修正案(たとえばイスラム諸国の事情をふまえた Shah 判事(パキスタン)の三条修正案)も提出された。他方、報告者の努力を評価し、決議文の細かい詮索よりも、全体として採択することを求める意見(Patronogic 氏(ニュースラビア))も表明された。

したが、フロアからの意見では、非人道的兵器とくに人を盲目にする対眼(anteye)レーザー兵器に注目する意見(スエーデン代表)のほか、中立法の検討を求める意見が目立った。

結局議長は五カ条を逐条採決に付し、修正提案はほとんど否決されて、原案に近い条文が委員会で多数を得た。

三 次いで、委員会が将来取り上げるべきテーマについて、Botte 教授が、①戦争法問題―兵器とくに核レーザー兵器の許容性の問題、②非国際紛争・騒擾(緊急事態の問題は人権委員会とオーバーラップするが)、③中立法、④その他人道問題を列挙した。そのどれを優先的にとりあげるかについて明言を避

けたが、フロアからの意見では、非人道的兵器とくに人を盲目にする対眼(anteye)レーザー兵器に注目する意見(スエーデン代表)のほか、中立法の検討を求める意見が目立った。

(藤田久一)

1氏自身がまとめた近時の米國連邦裁判所における米國國家免除法の適用事例に關するハイパーの一部を、ヴァン・メーレン教授が披露した。

國家免除特権の放棄、免除の対象外となる國家の商事活動、國家による國際法違反行為と國家免除、これらを主な内容とする書面のうち、司會者が特に重要と考えた、第三の点についての部分が読みあげられた。駐米ナリ大使爆殺事件、スウェーデン外交官不法逮捕事件、アメリカ事件などが紹介され、米國の國家免除法のもとにおける國家免除とその例外および同國涉外不法行為法の適用範圍、これらを巡る諸問題が指摘されていた。

(2) *Leterier v Republic of Chile*, 748 F.2d 790 (U.S. C.A. 2d Cir., November 20, 1984); *Von Dardel v Union of Soviet Socialist Republics*, No 84-0353, US District Court D. D. C., October 15, 1985; *Amerada Hess Shipping Corp v Argentine Republic* 830 F.2d 421 (U.S. C.A. 2d Cir., September 11, 1987).

これらに対し司會者は、前述のモントリオール草案改訂の要否および決議案に示された検討項目案以外の論点の如何に關し、先ずは委員会の報告者であるレス氏(西独支部)次いで他の國際委員会委員諸氏、更に一般参加者の意見を求め、最後に決議案の修正動議を提出、原案にある委員会の検討項目(1)(7)に(8)を加えることとし、この修正案が本日の決議(後述)として採択されたのである。

あったこと、これらに注意を喚起した。

(3) *Siderman v Republic of Argentine*, No C. U. 82-1772-RMT (MCx) U.S.D.C., C.D. Cal., March 7, 1985.

更に、免除の対象を定めるにあたり、國家のみを取り扱うことと足りるか、國家の機關・國家の所有する商會会社・あるいは國際的な組織・機構なども含まれるべきか(レスおよび他のドイツ支部委員・参照、決議案(2))、それらを含む場合には如何なる基準を設定すべきか(シンクラー判事(インド支部))、そうした機關などが現に主権的行為をなしていることを要求するか、単にその能力・資格を有するのみで十分とするか(レス)、また、免除の対象となる行為を特定するに当たって、行為の性質のみではなく行為の効果をも考慮する要はないか、行為の性質自体が複合的な場合あるいはその行為が私的なものから公的なものへ、または、その逆にそれぞれ転換するような場合、これらを如何にするか(シンクラー判事、シンクラー判事)、こうした諸問題が論議された。

また、執行に關しては、当該請求と対象財産との間に牽連性の在ることを必要とするか、大使館あるいは中央銀行の預金のように執行の対象とされた財産が複合的な性格を持つ場合を如何にするか、預金の使用目的の考慮は不要か(レス、シンクラー判事)、執行免除と裁判免除との基準の間に区別を設けるべきか(ヴァラデー、イタリア支部委員)、裁判権からの不免除を一般的に規定しながら同時に執行免除を一般的に規定する。

その間には、ILCが同様の主題について検討を継続している今日、この委員会を再開すること自体に対する疑義も表明されたが(ファン・ホテル(オランダ支部))、大勢は司會者の要請に応じて熱心に討議を重ね、大略つぎのような論議が交わされた。

オーストラリア支部からは、クロフォード氏に代わり、彼の用意したペーパーに基づき、オーストラリアの立法(一九八五)に就き、ショウ氏(英國)が簡単に紹介した。つまり、それは他の英連邦諸國の立法と同様に、各國の立法・判例およびILCの動向などを考慮して制定されたものであって、いわゆるロード・マターに従うものである。中央銀行の預金については、カナダのモデルに近く、連合王國よりもより明確に、それが執行の対象となることを規定している。また、仲裁裁定の執行に關しては米國弁護士協会のフロッチに従い中間的な立場であるが、外國が國家であるからということだけで免除を受ける理由はない、このことを根拠に外國に対する免除は認めず、執行を貫く姿勢を鮮明にしている、と述べた。

また、フルジュンチンのメスオサ博士は、決議案に關しては、その(5)・(6)・(7)が最も興味をひくこととし、自國およびメキシコ等に關連する事件を紹介。更に、リー氏の触れた米國の判例のうち、アメリカ事件は免除制限論の拡張と思われるが、この事件はリベリア船籍の便宜置籍船(ハルクレス号)に關してのこと、シグママン事件(3)も米州人権条約に關わる特殊な事案で

あるいは一方では原則的に裁判権からの免除を規定しながら他方で免除されない場合を一般的に規定する文言を使用する(4)とした規定の方法は妥當なのか(レス、シンクラー判事)ということが論じられた。

- (4) 参照 ILC草案第三条一・ILCA条約案第六条A。
- (5) cf. *Alcom Ltd. v. Republic of Colombia* [1984] 2 All. E. R. 6 (H. L. 22, 26 March, 12 April 1984).
- (6) 参照 ILC草案第六条・同第二一条、ILCA条約案第二条。

その他、國家破産の場合の外國人に対する給与支払拒否の場合の処置の如何を問うファン・ホルン(オランダ支部)、自國の裁判所の立場を紹介して國際機關の免除に關するより適正な規制の必要性を説くイタリア支部委員、ILC草案との比較検討を為すべきことを望む意見(ドイツ支部委員)などもあったが、あるいは問題の特殊性あるいは対象の特異性を理由に、レス氏はこれらの何れにも消極的で、特に最後の点に關してはILCの作業の検討自体には異議は無いが、その評価を當委員會の正式の任務とするには反対、という態度を明確にした。

(7) *Cristiani e Jaitito italo-latino-americano*, Trib. Roma (Sez. Lovano) 17 settembre 1981, Rivista 67, 1984, 666, 669. cf. Cass. (Sez. un.) 23 novembre 1985, Rivista 69, 1986, 146, 151.

以上のような論議の後、この日に採択された決議に基づき、

この部会の委員会は次期大会に向けて、以下の諸事項を検討することとなった。一 免除の対象となる行為の區別基準の改訂の要否、二 国家に対する訴状送達に関わる規則整備の要否、三 差押・執行の対象となる財産の種別明確化の要否・可否、四 仮差押についての規定検討の要否、五 国際法違反行為と免除の当否、六 国際法違反ではないが、故意になされ、かつ公権的とは認められはするものの、もし私人がなした場合には不法行為となるような行為について、免除を与えることの当否、七 国家所有の商事会社に対する国家免除付与の当否、八 国家免除付与の当否を法廷地との牽連性の有無に依らしめることの当否、これらである。

(採擧準一)

食糧の権利

一 食糧の権利委員会は、一九八三年の執行理事会で設置が承認され、翌八四年エントレヒト(二回)、八七年オックスフォードの計3回の会合があった。委員長はニイデ(ノルウェイ)、報告者はアルストン(米・豪)である。

今大会では、八月二十六日(金)午前のセッションに当委員会が開かれた。他の二委員会の倍の広さの部屋が用意されたにも拘らず、出席者はむしろ少なく、また予定よりも早めに閉会するなど、この主題に対する関心の低さがうかがわれた。これに対して、八七頁から成る報告書は、今大会中の最長のものでは

「食糧の権利は現在のところ個別の人権として特定の保証を享受するには至っていないが、国によっては憲法上正式に人権として承認、保障する用意があるものもある。もっとも、各国の経済社会状況や文化的伝統の相違から、一般的な実効的保障手段は未だ示唆し得る段階ではない。」

第4節は「国際法における食糧権の状況」である。食糧権の最も重要な法源は社会権規約第一条であるが、他にも重要な法源として、世界人権宣言(第三、二二、二八、二九条)、自決権(国際人権規約共通第一条)、自由権規約第六条、ジュネーヴ四条約と二つの追加議定書がある。社会権規約第一条は、第一項で十分な食糧の権利を、第二項で飢餓からの自由の権利を掲げ、規範内容は比較的明確であるように思われる。しかし問題は、本条を基礎として、さらにどのような詳細な法典化がなされ又はいかなる判例、先例が行われたかにあるが、これらの点については現状は十分な進展を見ていない。食糧権の主体及び享受者は主として個人であるが、国又は人民が権利主体となる可能性も否定できない。客体又は義務主体としては、国家(国内的義務及び対外的義務)、個人そして国際共同体が挙げられる。

資料

第5節「監視、評価及び監督…諸食糧機関の法と実行」が本報告書の中心で、四九頁を費やして、FAO、世界食糧計画(WFP)、国際農産開発基金(IFAD)の食糧問題専門の国際機関、並びに欧州社会憲章や、ILOのこれらの分野での

った。委員会では、この大部の報告書の紹介を主とし、さらにフォアからのものも含めて議論が行われた後、決議が採択され、総会で承認された。

二 報告書は、以下の委員が各々担当した課題の分析に基づいて、アルストンがまとめたものである。ニイデ(ノルウェイ)(第1節)、ポコル(チェコスロバキア)(第3節a)、ヒル(第5節)、フロリー(仏及びナフジガール(第6節))。

第1節「序論：人権と飢餓の連関」では、食糧の権利が、人権の一部として捉えられるべきでありながら、この問題の複雑さと政治的敏感さ、経済的社会的権利が全ての国で人権としての地位を完全には確保していないこと、そして完全な公平性達成の困難等の理由から、とりわけ一九八〇年代初期まで殆ど関心を引かなかったことが述べられる。また、第2節「報告書の構成」は、本委員会が、理論的な一般問題よりも、人権としての食糧権がどのように効果的に実施され得るか、に焦点をあて、(a)国内法における食糧権の地位、(b)同権利の国際法における地位、(c)諸国際食糧機関の監視、評価、監督の実行、(d)可能な他の実施手段、の四点を中心に分析を行うと云う。

第3節は「国内法における食糧権の地位」を扱い、(a)諸憲法上の規定を分析すれば、食糧権を特定の定めておられるのは比較的僅かの国のみである、と結論する。他方、(b)最近の実行を見法制と実行を分析する。全般的に言えれば監視、評価、監督の方法は極めて多様であるが、各々の機関がいかなる方法をとるかは、主として(1)監視等の対象となる状況の性質、(2)各機関の設立文書及び実行、並びに(3)監視等の機能的法的基礎に依存する。また監視等の形態、程度、頻度は、政治上財政上運営上の諸考慮にも左右される。

報告書は、前記諸国際機関の監視等の制度とその実行を詳細に紹介した後、監視等のプロセスにおける重要点をまとめて、まず出発点として国際法定過程での諸要素を、さらに監視等の行動が目的的事であること、基礎となる情報源及び決定の実効性判断の手段としての監視等を挙げ、また途上国の開発促進への支援的役割、基準設定文書の法的性格から生ずる問題、国家が先例のない分野や過去不成功に終わった分野の条約作成には消極的なことなどを説明する。さらにこうしたプロセスの中でソフトウェアからハードウェアへの変容も生じることが指摘される。そして最後に、国際的食糧機関では、食糧の権利が人権よりもむしろ途上国の発展促進の重要な要素として捉えられ易いことに注意を喚起する。

第6節「食糧権の実施措置」で、報告書は、全般的な規範の整備はもちろん必要だが、より緊急なのは、国家の義務履行を監視、監督する効果的手段を發展させることであるとして、実施に関する法的文書(条約の形式が望ましい)の起草可能性に注意を向けている。実施手段に関してここで分析されているの

は、食糧権に関する研究の重要性と義務の特殊性、報告制度、申立てと裁定、国内的司法救済、奨励体制などである。

三 以上の詳細な報告書を基礎にして本大会のセッションでは、食糧権と生命、労働、発展環境等の権利や新国際経済秩序などの関連をどう捉えるか、が議論の中心となった。とりわけこの問題が微妙な政治的側面を持つていること、この権利の内容をより明確にするべきこと等が指摘され、また実施措置の重要性が相上り上った。もっとも、全体として議論は余り活発でなく、例えば発展途上国における乳幼児の劣悪な栄養状態への注意喚起(インドの会員)、他、法的と言えない議論も見受けられるなど、フロアと報告者たちとの緻密な法的議論というよりも、発言する会員の一般的な意見表明に留まったといえよう。

最後に、ボコール・シュゴ女史が討論をまとめ、(1)食糧権の概念の明確化、(2)小委員会の設置の必要、(3)健康、労働等、他の権利との関連、(4)新国際経済秩序との関連の四点を今後の問題として挙げたが、このことは委員会の作業が実質的にまだ緒に付いたばかりであり、会員の間でもこの権利の中身についてコンセンサスがないうことを示している。

従って、最後に提出された決議案も、(1)本報告書の内容を評価し、(2)委員会が(3)その作業を継続すると共に、(4)食糧権の内容及び実施措置についての報告書を次会期に提出するよう求める、手続的なものに留まった。

なお、この決議案はコンセンサスで今会期の決議として採択された。

(位田隆一)

テロ犯人の引渡し国際委員会

本委員会——正式の名称は International Committee on Legal Problems of Extradition in Relation to Terrorist Offences——は、一九八六年のソウル大会に条約の第一次草案を提出した。そして、そこでの審議を踏まえて、一九八七年一月にはニューヨークで委員長のルービン(アメリカ)と報告者のスタイン(ドイツ)が打ち合わせをおこない、さらに、同年一月にはハイデルベルクに多くの委員(代理を含む)、以下同じ)が集まり(ただし、波多野は欠席)、前文および一八カ条から成る最終草案を作成した。

右草案の最大の特徴は、犯罪人引渡し条約および犯罪人引渡し法の多くにおいて認められてきた「政治犯罪人引渡し」の原則がテロ犯人には適用されない旨を明記したことである(四カ条A)。ハイジャックを初めとするテロ行為の大部分が「政治がらみ」である今日、それらの犯人を「政治犯罪人」と認めて引渡しの対象から除外したのでは、「テロ犯人引渡し条約」を作る意味がまったく失われてしまう。したがって、最終草案のこのスタンスは、いわば論理必然的な帰結にほかならない。それでも、いわゆる「自由の戦士」の引渡しをうたうことには

抵抗が多かれ少なかれあるのは、右草案の前文において、まず

てのテロ行為を非難した国連総会の決議(A/RES/40/61 A/A/RES/42/159) および安全保障理事会の決議(S/17554)を supporting authorities とし「想起」(recall) しよう。

右草案のその他の特徴としては、つぎの諸点があげられる。

- 1 「テロリズム」そのものは、本委員会の前身にあたる「国際テロリズム委員会」が一九八四年のバリ大会に提出した報告書においていちおう定義づけられているので、本草案では、テロリズムの定義は正面切っただけでおこなわない(第一条に一旦それらしき文言があるが、それが「定義でなく」ことば、コメントに明記されている)。
- 2 引渡しと裁判とは aut dedere, aut iudicare と同じ同列に置かれる(その証拠に aut iudicare, aut dedere と言われることもある)のがふつうであるが、本草案では、primo dedere, secundo iudicare (すなわち、引渡し優先主義)を明確に打ち出した(二条・九条・十一条)。
- 3 管轄権のハイパーキーにおいては後位に置かれるのがふつうである「受動的属人主義」に、「属地主義」に次ぐ優先順位を与えている(六条A)。しかも、テロの被害者の本国が、テロが発生した国とまったく、同列に置かれている場合もある(七条A)。
- 4 テロが職務としておこなわれたとか上司の命令に従っておこなわれたとかいうことは、その犯人を引渡しの対象か

- 5 テロについては、時効を認めない(四カ条C)。
- 6 「引渡しの延期」という制度を導入した(二〇条)。
- 7 死刑を認めていない国から認めている国へ犯人が引渡される場合には、死刑を執行しないという保証をあらかじめ取りつけるなど、犯人の人権保護に詳細な規定が置かれている(五カ条・九条B・十一条B一)。

国際法協会日本支部は、「テロ犯人引渡し国際委員会」の委員に波多野が任命された直後に、左の八名から成るテロ犯人引渡し国内委員会を発足させた。

- | | |
|-------|--------------|
| 栗林 忠男 | 慶応大学教授 |
| 嵯峨濃明子 | 外務省条約局法規課 |
| 島田 征夫 | 早稲田大学教授 |
| 波多野里望 | 学習院大学教授(委員長) |
| 平石 好伸 | 外務省条約局協定課 |
| 広部 和也 | 成蹊大学教授 |
| 村瀬 信也 | 立教大学教授(幹事) |
| 横田 洋三 | 国際基督教大学教授 |

国内委員会は、一九八八年一月五日、三月三日、六月一日と、三回にわたって会合し、国際委員会から送られてきた草案に対していろいろなコメントを付し、かつ、多数の修正提案をおこなってきた。それらのうちかなりの部分は、さきに触れた最終草案に採り入れられたが、他方、大方の賛同を得られずに

終わった点もいくつがある。

今年のワルシャワ大会では、テロ犯人引渡し国際委員会は八月二十六日の午後のセッションを割り当てられていたので、同日午前中に打ち合わせ会議を開いたところ、二五人の委員のうち一人が出席するという盛況であった。そして午後の本会議では、委員長と報告者による最終草案の提案理由説明に続き、一人の委員がアルファベット順に賛否さまざまな意見を述べた。波多野は、大筋において草案に賛成である旨を明らかにした上で、三点について修正案を提起した(その内容については、IIA Report of the 63rd Conference, 1988 参照)。

しかし、それらは、いずれも、受け入れられずに終わった。一般委員の八人から発言があったのも、右最終草案は、賛成多数(約一〇〇名)ただし、ルービン委員長のサマリーには「約四〇名」とある——)・反対二で、原案を採択された。なお、本委員会をそのまま解散せず、「これからは、テロ犯人の引渡しに限らない『犯罪人の引渡し全般』について、さらに条約案の起草にあたらせる」という趣旨の手続的決議もあわせて採択された。それが実現するか否かは、一月に開かれる執理事事会で決定されることになるが、ブラウンリー研究部長は、「財政的な観点から『委員』をこれ以上ふやすわけにはいかないから、同じ願ふれの人々がいつまでも『委員』を独占するのを避け、委員になったことのない人々にチャンスを与えるべきである」という意見なので、実現する可能性は小さいと思

われる。

理事会

(波多野里望)

理事会 (Full Council Meeting) は、八月二一日午後および二七日午前の二回にわたって行われた。前者には小田滋裁判官が、後者には山田録一教授が日本支部を代表して出席し、村瀬が補佐した。理事会で決定された主な点は次の通りである。(1) 本部の財政難のため、IIA本部に納入する会費を、一九八九年より、一人当たり現行二〇ドルのところ、一〇ドル増額して三〇ドルとする。(2) 次回一九九〇年世界大会は、同年八月九日から二六日まで、オーストラリア(ブロードビーチ)で開催する。なお、一九九二年にはニジブト(カイロ)で、一九九四年には、アルゼンチン(ブエノスアイレス)で行われることも決定された。

(山田録一・村瀬信也)